

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年9月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(当) 違反点数
令和5年9月5日	有限会社大石運輸(法人番号8310002017128)代表者 松岡正美	本社営業所	輸送施設の使用停止 (70日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第11条、法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和4年5月18日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)運送約款の掲示違反(貨物自動車運送事業法施行規則第13条)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(10)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	7	7
	長崎県大村市岩松町318番地4	長崎県大村市岩松町318番地4					
令和5年9月8日	大成運輸株式会社(法人番号3290801014506)代表者 川上馨	福岡営業所	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年8月16日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	0	0
	福岡県宮若市小伏1733-1	福岡県糟屋郡須恵町大字植木1257-15					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年9月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年9月14日	有限会社人吉急便(法人番号7330002030443)代表者 告口俊一	本社営業所	文書警告	貨物自動車運送事業省第17条第4項	令和5年8月2日、監査実施3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	0	0
	熊本県人吉市上林町1291-19	熊本県人吉市上林町1291-19					
令和5年9月15日	東港運輸株式会社(法人番号8290801005541)代表者 末松雅彦	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、 法第17条第4項	令和5年3月7日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
	福岡県北九州市門司区大字恒見1377	福岡県北九州市門司区大字恒見1377					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年9月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年9月26日	大三運輸株式会社(法人番号1290001005357)代表者 日野祐次	本社営業所	文書警告 文書勧告	貨物自動車運送事業法(「以下」法)第17条第4項	令和5年6月16日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(5)事業者たる法人の役員、社員の変更届出義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第6号)	0	0
	福岡県福岡市西区大字吉武61-1	福岡県福岡市西区大字吉武61-1					